

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.008

処 分 名	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
処 分 の 概 要	学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的、愛玩のための飼養の目的などで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場合は、許可を受け許可証の交付を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項、第7項
審 査 基 準	<p>有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとします。その捕獲等は、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとします。鳥獣の種類及び数量については、管内における鳥獣の生息状況を踏まえ、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の適切な種類及び数量とします。</p> <p>また、鳥類の卵の採取の許可は、原則として次のいずれかの要件に該当する場合のみ対象とします。</p> <p>ア 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ、被害を防止する目的が達成できない場合</p> <p>イ 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害等を防止する目的が達成できない場合</p> <p>※有害鳥獣捕獲 法第9条の規定に基づく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行うことをいう。</p>
標準処理期間	7日（休日を含まない）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

(略)

7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(許可を受けなければならない捕獲等の目的)

第五条 法第九条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

二 愛玩のための飼養

三 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

四 鵜飼漁業への利用

五 伝統的な祭礼行事等への利用

六 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

■地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項

■春日部市 有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領

(略)

2 許可の基準

(1) 鳥獣の種類及び数量

鳥獣の種類及び数量については、管内における鳥獣の生息状況を踏まえ、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の適切な種類及び数量とする。

また、鳥類の卵の採取の許可は、原則として次のいずれかの要件に該当する場合のみ対象とする。

ア 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ、被害を防止する目的が達成できない場合

イ 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害等を防止する目的が達成できない場合

(略)